有権者申出方

元当局所属公証人福井勝彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年４月17日　　熊本地方法務局

埼玉北部土地改良区連合役員の退任の公告

埼玉県及び群馬県の区域の一部を地区とし、埼玉県児玉郡神川町に事務所を有する埼玉北部土地改良区連合から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成29年４月17日

関東農政局長　石田　　寿

１　退任

役職	氏　名	住　　所
理事	小暮勝三郎	埼玉県本庄市牧西379番地

大井口土地改良区役員の退任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する大井口土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成29年４月17日

関東農政局長　石田　　寿

１　退任

役職	氏　名	住　　所
監事	宮田　光夫	栃木県真岡市西大島120番地１

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月17日

四国地方整備局長　名波　義昭

１　処分をした年月日　平成29年３月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　千金堂ホームデザイン株式会社　内堀　孝史　愛媛県松山市中央１－９－18　国土交通大臣許可（般－28）第26282号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年３月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成29年４月17日　環境大臣　山本　公一

審査請求人　千葉県松戸市竹ヶ花西町303－２ジュネパレス松戸第525―204　篠塚　俊明

上記の者に送達すべき平成26年５月13日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（環境省）大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文

千葉県知事が平成26年３月24日付けで篠塚俊明に対し行った措置命令は、当該措置命令に係る代執行により平成27年３月27日までに執行を完了した部分以外の部分について、取り消す。当該措置命令の取消を求める請求のうち当該措置命令に係る代執行により平成27年３月27日までに執行を完了した部分及びイツワ企画に対する措置命令の発出を求める請求は、却下する。

裁決年月日　平成29年３月３日

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成29年４月17日　環境大臣　山本　公一

審査請求人　千葉県松戸市竹ヶ花西町303－２ジュネパレス松戸第525―204　篠塚　泰子

上記の者に送達すべき平成26年５月13日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（環境省）大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文

千葉県知事が平成26年３月24日付けで篠塚泰子に対し行った措置命令は、当該措置命令に係る代執行により平成27年３月27日までに執行を完了した部分以外の部分について、取り消す。当該措置命令の取消を求める請求のうち当該措置命令に係る代執行により平成27年３月27日までに執行を完了した部分及びイツワ企画に対する措置命令の発出を求める請求は、却下する。

裁決年月日　平成29年３月３日

相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成２８年（家）第９０８８号

申立人　職権

本籍北九州市八幡西区大字熊手383番地、最後の住所北九州市小倉北区須賀町11番34―203号、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日平成27年５月１日頃から10日頃までの間、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和37年２月23日、職業無職

被相続人　亡　久保田健治

事務所北九州市小倉北区大手町11番３号大手町アイビースクエア２階　弁護士法人大手町法律事務所

改任前の相続財産管理人　弁護士　木下結香子

事務所北九州市小倉北区大手町11番３号大手町アイビースクエア２階　弁護士法人大手町法律事務所

改任後の相続財産管理人　弁護士　根岸　大将

福岡家庭裁判所小倉支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２９年（家）第１０６号

愛知県豊橋市前田中町13―１　３階　弁護士法人清水誠治法律登記事務所

申立人　清水　誠治

本籍愛知県豊橋市下条東町字広間91番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日平成28年１月１日から10日までの間、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和15年８月12日、職業不詳

被相続人　亡　市川　和弘

催告期間満了日　平成29年11月10日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２９年（家）第３２５号

三重県松阪市駅部田町1609番地８

申立人　鈴木　陽介

本籍三重県松阪市郷津町352番地、最後の住所三重県松阪市鎌田町233番地８、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日平成28年２月19日、出生の場所三重県飯南郡松阪町、出生年月日昭和７年８月25日、職業無職

被相続人　亡　吉村　和子

催告期間満了日　平成29年10月30日

津家庭裁判所松阪支部

平成２９年（家）第７５９号

三重県四日市市河原田町1077―７大洋総合法律事務所

申立人　加藤　　勇

本籍三重県桑名市播磨695番地２、最後の住所三重県桑名市長島町押付210番地16、死亡の場所三重県桑名市、死亡年月日平成28年２月12日、出生の場所長野県下伊那郡喬木村、出生年月日昭和15年５月４日、職業無職

被相続人　亡　伊藤　眞子

催告期間満了日　平成29年10月31日

津家庭裁判所四日市支部